

広島県告示第六百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人広島クリニック	広島市西区東観音町四番二七号	広島クリニック訪問介護事業所	広島市西区東観音町二〇番一六号	介護予防訪問介護	平成二十三年五月一日
広島リハビリテーションジョン福祉会株式会社	広島市安佐北区可部町桐原字中尾一〇五八番二	ヘルパーステーション七福	広島市安佐南区祇園七丁目二四番一四号	介護予防訪問介護	平成二十三年五月三十一日
株式会社ハーマニー	呉市西中央一丁目六番三五号	デイサービスセンターハーマニー広島西	広島市佐伯区八幡東四丁目二六番一一号	介護予防通所介護	平成二十三年五月三十一日
医療法人社団いなほ会せら医院	福山市加茂町下加茂九九三番地	せら医院デイサービス	福山市加茂町下加茂九九三番地	介護予防通所介護	平成二十三年五月三十一日